

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）の規定により、物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に物流効率化のための規制的措置が新設されたところ。

改正法第 2 条の規定による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、国土交通大臣は、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（仮称）」（以下「改正政令」という。）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 項に定める数値以上の輸送能力を持つ貨物自動車運送事業者等を「特定貨物自動車運送事業者等」と、同令第 9 条第 3 項に定める数値以上の貨物を保管する倉庫業者を「特定倉庫業者」として指定することとされ、当該貨物自動車運送事業者等及び特定倉庫業者（以下「特定事業者」という。）は、法第 34 条及び第 52 条第 1 項に規定する物流効率化のための努力義務に関する措置の取組状況等について、中長期計画の作成や定期的報告を行うことが義務付けられることとされた。

このため、当該届出等の様式等の主務省令に委任された事項を規定する必要があることから、今般、「国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 100 号。以下「規則」という。）」の一部を改正する必要がある。

また、法第 41 条及び第 59 条の規定に基づき国土交通大臣がその職員に実施させる立入検査について、当該職員が携帯すべき身分証明書の様式を定める必要があることから、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 68 号）の一部を改正する必要がある。

加えて、改正法第 2 条の施行に伴い法の条項移動が発生することから、関係する省令について所要の改正を行う必要がある。

なお、本省令は、改正法の一部及び改正政令の施行に伴い、改正後の法第 37 条第 2 項及び第 3 項、第 38 条、第 39 条、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条並びに第 57 条並びに令第 9 条第 1 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため定めるものとする。

2. 本省令案の概要

本省令により改正する省令は以下のとおり。

- (1) 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 100 号）
- (2) 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を

示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）

- (3) 貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和7年国土交通省令第6号）

(1) 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則

特定事業者の指定の届出及び取消しの申出に記載すべき事項や様式、倉庫業者の対象貨物の算定方法を新たに規定する。具体的な内容は以下のとおり。

①特定事業者の指定に係る届出及び指定の取消しの申出に関する規定（第7条から第9条まで及び第14条から第16条（新設））

第7条、第14条：法第37条第2項（貨物自動車運送事業者等）及び第55条第2項（倉庫業者）の規定による届出は、毎年度5月末日までに、それぞれ様式第1及び第5による届出書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第8条・第15条：

- ・ 法第37条第2項の国土交通省令で定める事項は、前年度の輸送能力（次年度以降における輸送能力が令第5条第2項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の輸送能力）とする。
- ・ 法第55条第2項の国土交通省令で定める事項は、前年度の対象貨物の合計の重量（次年度以降における当該貨物の合計の重量が令第9条第3項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の対象貨物の合計の重量）の状況とする。

第9条・第16条：法第37条第3項（特定貨物自動車運送事業者等）及び第55条第3項（特定倉庫業者）の規定による申出は、それぞれ様式第2及び様式第6による申出書を提出してしなければならない。

※法第37条第2項ただし書及び法第55条第2項ただし書の規定により、特定事業者の指定を既に受けている場合、再度の届出書の提出は不要とされている。

②中長期的な計画の提出に関する規定（第10条及び第17条（新設））

第6条：

- ・ 法第38条（特定貨物自動車運送事業者等）及び第56条（特定倉庫業者）の規定による計画（以下「計画」という。）の提出は、毎年度7月末日までに、それぞれ様式第3及び第7による計画書により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。
- ・ 前項の規定にかかわらず、計画の内容が、計画を提出しようとする年度の4月1日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して5年を超えない範囲内で特定事業者が定める期間の終期の属する年度の7月末日までに、それぞれ様式第3及び第7による計画書を提出すれば足りる。

※令和8年度のみ、計画の提出期限を10月末日とする。

③定期の報告に関する規定（第11条、第12条、第18条及び第19条（新設））

第11条・第18条：法第39条（特定貨物自動車運送事業者等）及び第57条（特定倉庫業者）の規定による報告は、毎年度7月末日までに、それぞれ様式第4及び第8による報告書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第12条：法第39条の国土交通省令で定める事項は、前年度における法第35条第1項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために実施した措置とする。

第19条：法第57条の主務省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- ア) 法第53条第1項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等の短縮を図るために実施した措置
- イ) 荷待ち時間等の状況

④倉庫業者の保管量の算定方法に関する規定（第13条（新設））

第13条：令第9条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

ア) 実測

イ) 対象貨物（令第9条第2項に規定する「対象貨物」をいう。以下同じ。）の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法

ウ) 貨物の特性その他の事情によりア・イに掲げる方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

エ) 対象貨物に係る寄託契約において定められた重量及びア～ウに掲げる方法により算定した重量を合算する方法

⑤届出等の提出先に関する規定（第20条（新設））

第20条：この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書、計画書又は報告書は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を經由して提出しなければならない。

※様式第1から第8までの案は別紙のとおり。

(2) 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令

法第41条及び第59条の規定に基づき国土交通大臣がその職員に実施させる立入検査について、当該職員が携帯すべき身分証明書の様式を本省令の様式とする旨規定する。

- (3) 貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
改正法第2条の施行に伴い条項の移動が発生するため、引用する法の条番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年8月上旬（P）

施 行：令和8年4月1日（P）

【別紙】

様式第 1 (第 7 条関係)

輸送能力届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

| | | |
|---------------|----------------------------------|---|
| 事業者の名称 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | |
| 輸送能力 (年度) | <input type="checkbox"/> 150 台以上 | 台 |
| 備 考 | | |

2. 作成担当者連絡先

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 〒 |
| 事業所名 | |
| 所属部課 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 5 条第 2 項で定める数値以上である場合には、輸送能力の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。
 - 3 次年度以降において、輸送能力が令第 5 条第 2 項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第37条第3項の規定に基づき、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定貨物自動車運送事業者等の概要等

| | | |
|------------------|-----------------|---|
| 特定貨物自動車運送事業者等の概要 | 特定貨物自動車運送事業者等番号 | |
| | 事業者の名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | 〒 |
| | 輸送能力 (年度) | |
| 指定の取消しを申し出る理由 | | |
| 備考 | | |

2. 作成担当者連絡先

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 〒 |
| 事業所名 | |
| 所属部課 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
 - 3 特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出る場合には、輸送能力の欄に、前年度における当該状況を記入すること。
 - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物の輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令第5条第2項で定める輸送能力以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該輸送能力の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

中長期計画書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

| | | |
|-----------------|--|--|
| 特定貨物自動車運送事業者等番号 | | |
| 事業者の名称 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 電話（ - - ） | |
| 作成担当者 連絡先 | 所在地 〒 職名 氏名 電話番号（ - - ） メールアドレス | |
| 計画期間 | （ ）年度 ～ （ ）年度 | <input type="checkbox"/> 計画内容の変更 有り |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
 - 3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 計画内容

| 実施する措置 | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等） | 実施時期 |
|--------|----------------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2. その他計画に関する事項及び参考情報

| |
|--|
| |
|--|

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第39条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

| | |
|---------------------|--|
| 特定貨物自動車運送事業者 等番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 電話（ - - ） |
| 作成担当者 連絡先 | 所在地 〒 職名 氏名 電話番号（ - - ） メールアドレス |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

| 対象項目 | 遵守状況 | | |
|---|--|--|--|
| <p>運転者一人 当たり の一回 の運送 ごとの 貨物の 重量の 増加に 関する 措置</p> | (1)-① 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、輸送網を集約すること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-② 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、配送の共同化を行うこと。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-③ 運送の帰路において貨物自動車に貨物を積載することその他の措置により、貨物自動車の走行距離に占める貨物を積載した状態における走行距離の割合を増加させること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| (1)-④ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |

| | | | |
|--------|---|--|--|
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-⑤ 輸送する貨物の量に応じた大型の貨物自動車の導入その他の措置により、貨物自動車に積載することができる貨物の重量を増加させること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| 実効性の確保 | (1)-① 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-② 必要に応じて荷主に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために必要な運賃の設定、パレットその他の輸送用器具の利用その他の効率化に資する措置に関する提案をすること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-③ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-④ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-⑤ テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、(1)-①～⑤に規定する措置を講ずることに伴い増加する運転者の負荷の低減に配慮すること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減への配慮 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |
| | 実施していない理由 | | |
| 関係法令の規定の遵守 | <input type="checkbox"/> 実施している | | |

備考 各措置における「実施状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

| 対象項目 | 措置の内容 |
|---|-------|
| 運転者一人 当たりの一回 の運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置 | |

備考 特定貨物自動車運送事業者等は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

保管量届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第55条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

| | | |
|-------------|----------------------------------|-----|
| 事業者の名称 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | |
| 保管量 (年度) | <input type="checkbox"/> 70万トン以上 | 万トン |
| 備考 | | |

2. 作成担当者連絡先

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 〒 |
| 事業所名 | |
| 所属部課 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第9条第3項で定める保管量以上である場合には、保管量の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。
 - 3 次年度以降において、保管量が令第9条第3項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

特定倉庫業者指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第55条第3項の規定に基づき、特定倉庫業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定倉庫業者の概要等

| | | |
|---------------|--------------|---|
| 特定倉庫業者の概要 | 特定倉庫業者番号 | |
| | 事業者の名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | 〒 |
| | 保管量 (年度) | |
| 指定の取消しを申し出る理由 | | |
| 備考 | | |

万トン

2. 作成担当者連絡先

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 〒 |
| 事業所名 | |
| 所属部課 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の 1 年度における当該状況を記入すること。
 - 3 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の 1 年度における当該状況を記入すること。
 - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令第 9 条第 3 項で定める保管量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該保管量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

中長期計画書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第56条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定倉庫業者の名称等

| | | |
|--------------|--|------------------------------------|
| 特定倉庫業者番号 | | |
| 事業者の名称 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 電話（ - - ） | |
| 作成担当者 連絡先 | 所在地 〒 職名 氏名 電話（ - - ） メールアドレス | |
| 計画期間 | （ ）年度 ～ （ ）年度 | <input type="checkbox"/> 計画内容の変更有り |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
 3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直前に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

II 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

| 実施する措置 | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等） | 実施時期 |
|--------|----------------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2. その他計画に関する事項及び参考情報

| |
|--|
| |
|--|

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

Ⅲ 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

| 実施措置 | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等） | 実施時期 |
|------|----------------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2. その他計画に関する事項及び参考情報

| |
|--|
| |
|--|

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第57条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定倉庫業者の名称等

| | |
|--------------|--|
| 特定倉庫業者番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 電話（ - - ） |
| 作成担当者 連絡先 | 所在地 〒 職名 氏名 電話番号（ - - ） メールアドレス |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

| 対象項目 | 遵守状況 | | |
|--------------------|--|--|--|
| 運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置 | (1)-① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-② 倉庫業者が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻を調整すること。 | | |
| | 各施設における状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 | | | |
| 実施していない理由 | | | |
| 運転者の荷役等時間の短縮に関する措置 | (1)-③ 荷役等に係る停留場所を拡張すること又は貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。 | | |
| | 各施設における状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-④ 荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入の手順に係るマニュアルの整備又は周知その他の措置により、当該搬出又は当該搬入を迅速に実施すること。 | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| (1)-⑤ 荷役等の効率化を図ること。 | | | |
| (1)-⑤-1 フォークリフトを適切に配置すること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| (1)-⑤-2 荷役等を行う人員を適切に配置すること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上 90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超 50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| (1)-⑤-3 発送先の荷主ごとに有償で貨物を仕分けして運転者に引き渡すこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> ほぼ全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| (1)-⑤-4 荷主から一貫パレチゼーションの実現のためにパレットを使用したい旨の申出があった場合において有償でこれに協力すること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| (1)-⑤-5 (1)-⑤-1～4以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| (1)-⑥ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | <input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |

| | | | |
|-----------|---|--|--|
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (1)-⑦ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下(1)-⑦において「検査」という。）を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。 | | |
| | 各施設における状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | | | |
| 実効性の確保 | (2)-① 効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| | | 具体的な措置の内容 | |
| | | 実施していない理由 | |
| | (2)-③ 運転者の荷待ち時間等並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。 | | |
| | 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 | | | |

| | | | |
|--|---|-----------|--|
| | | 実施していない理由 | |
| <p>(2)-④ 荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し、(1)-①～⑦の取組その他の運転者の荷待ち時間等（貨物自動車関連輸送事業者にあつては、荷役等時間。）の短縮のための取組に関する提案をすることができる場合にあつては、当該提案をするとともに、これらの者から当該提案を受けた場合にあつては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。</p> | | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |
| | 実施していない理由 | | |
| <p>(2)-⑤ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。</p> | | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |
| | 実施していない理由 | | |
| <p>(2)-⑥ 無人搬送車を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。</p> | | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |
| | 実施していない理由 | | |
| <p>(2)-⑦ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。</p> | | | |
| 実施状況の詳細 | <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない | | |
| | 具体的な措置の内容 | | |

| | | | |
|--|--|---------------|--|
| | | 実施して いない理由 | |
|--|--|---------------|--|

- 備考
- 1 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
 - 2 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。
 - 3 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
 - 4 「一貫パレチゼーション」とは、輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。
 - 5 「無人搬送車」とは、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

| 対象項目 | 措置の内容 |
|--|-------|
| <p>運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置</p> | |
| <p>運転者の 荷役等時間の 短縮に関する 措置</p> | |

備考 Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

IV 荷待ち時間等の状況等

1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

| | |
|--------|-------------|
| 選定の種類 | 選定の考え方等について |
| 計測対象施設 | 自ら管理する施設の数： |
| 計測対象期間 | |
| 計測対象運行 | |

備考 荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

2 計測対象施設の一覧

| 識別 | 施設の名称 | 施設の住所 | 計測手法 (任意) |
|----|-------|-------|--------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

| 識別 | 1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間（分） | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 種類 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| | 荷待ち時間 | | | | | | | | | | | | |
| | 荷役等時間 | | | | | | | | | | | | |
| | 荷待ち時間等 | | | | | | | | | | | | |
| | 荷待ち時間 | | | | | | | | | | | | |
| | 荷役等時間 | | | | | | | | | | | | |
| | 荷待ち時間等 | | | | | | | | | | | | |

備考 1 2の「施設の名称」の欄には、1の「選定の考え方等について」において「計測対象施設」の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

2 1つの施設において、運行の種類ごとに1の「計測対象運行」、2の「計測手法」、付表の「報告省略の理由」が異なる場合は、「識別」を分けて「施設の名称」の欄に施設の名称に加えて（危

険物の運搬)、(危険物を含まない運搬) などその区分を特徴付ける名称を記入し、取扱いを分けることを可能とする。

3 2の「計測手法」の欄には以下①～⑤から該当する番号を1つ選択して、記載すること。

- ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
- ②受付簿等により計測
- ③計測要員による記録により計測
- ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
- ⑤その他の手法により計測

4 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては月別に算出し報告することとするが、報告する期間を選定した場合においては連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間」を「連続して計測した期間における計測対象施設での受渡しの回数の合計」で除すること。

5 荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「-」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「-」を記入すること。

付表 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

| 識別 | 報告省略の理由 | 安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由 |
|----|---------|-------------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合は、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載すること。

- ①荷待ち時間等が1時間未満
- ②業界特性等の理由

4 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

備考 自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。